

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに田浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 627 号

昭和 33 年 5 月 30 日熊本県告示第 334 号（海岸法第 3 条第 1 項の規定に基づく海岸保全区域の指定）の一部を次のように改め、告示の日から施行する。

平成 16 年 6 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

運輸省所管の表八代海の部中

中田港	中田 海岸	点 1 号、点 2 号、点 3 号、点 4 号、点 5 号、点 6 号、点 7 号、点 8 号、点 9 号、点 10 号、点 11 号、点 12 号、点 13 号、点 14 号、点 15 号、ヲ点、ル点、ヌ点、リ点、チ点、ト点、ヘ点、ホ点、二点、八点、口点、イ点、及び点 1 号を順次結んだ線に囲まれた区域 註 点 1 号 天草郡新和町小宮地字西見野に存する三角点（北緯 32 度 19 分 9 秒、東経 130 度 10 分 55 秒）から方位角 295 度 174 m の点 点 2 号 点 1 号から方位角 332 度 242 m の点 点 3 号 点 2 号から方位角 357 度 30 分 394 m の点 点 4 号 点 3 号から方位角 16 度 30 分 252 m の点 点 5 号 点 4 号から方位角 249 度 30 分 224 m の点 点 6 号 点 5 号から方位角 288 度 60 m の点 点 7 号 点 6 号から方位角 241 度 30 分 206 m の点 点 8 号 点 7 号から方位角 164 度 356 m の点 点 9 号 点 8 号から方位角 242 度 30 分 38 m の点 点 10 号 点 9 号から方位角 314 度 138 m の点 点 11 号 点 10 号から方位角 219 度 294 m の点 点 12 号 点 11 号から方位角 156 度 366 m の点 点 13 号 点 12 号から方位角 195 度 30 分 76 m の点 点 14 号 点 13 号から方位角 137 度 102 m の点 点 15 号 点 14 号から方位角 174 度 30 分 182 m の点 イ点 点 1 号から方位角 217 度 30 分 78 m の点 口点 イ点から方位角 327 度 310 m の点 八点 口点から方位角 4 度 406 m の点 二点 八点から方位角 260 度 232 m の点 ホ点 二点から方位角 164 度 260 m の点 ヘ点 ホ点から方位角 249 度 30 分 96 m の点 ト点 ヘ点から方位角 316 度 126 m の点 チ点 ト点から方位角 213 度 228 m の点 リ点 チ点から方位角 155 度 30 分 328 m の点 ヌ点 リ点から方位角 190 度 82 m の点 ル点 ヌ点から方位角 139 度 104 m の点 ヲ点 ル点から方位角 175 度 30 分 184 m の点
-----	----------	---

を